沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十四条第二項第六号」の下に「（法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条ただし書中「百平方メートル以上」を削る。

第五条中「第十五条第一項」の下に「（法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条ただし書中「百平方メートル以上」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

山村振興法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十四号

山村振興法施行令の一部を改正する政令

内閣は、山村振興法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七号）の施行に伴い、並びに山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条の六及び林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例）

第三条　法第八条の六第一項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

2　法第八条の六第二項の政令で定める期間は、五年以内とする。

第四条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（都道府県貸付金の貸付けの条件の基準の特例）

第四条　法第八条の六第一項に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。）についての同令第七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「四年」とあるのは、「六年」とする。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十五号

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の三第五号及び第六十二条の十七第五号中「二年」を「四年」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十五条中「同法第二十四条第一項ただし書の規定を実施するため市町村長が設置するへき地保育所及び」を削り、「受けた施設」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第一項第四号に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設」を加える。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「において同じ。）を、当該数量」を「及び次項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量」に改め、同項ただし書中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「の数量」を「の統計計上数量」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日（第十八条第三項及び第十九条の三各号において「協定発効日」という。）から一年を経過した日（以下この項において「一年経過日」という。）の属する月における法第七条の三第一項ただし書に規定するオーストラリア産飼料用麦に係る輸入数量は同月の初日から一年経過日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とし、同月における同項ただし書に規定する法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量は一年経過日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十八条第一項前段中「同項」を「同項各号」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「同項」を「同項各号」に改め、「輸入数量」の下に「（同項各号に規定する当該年度の前年度中における協定対象外輸入数量を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における協定対象外輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量（以下この項において「統計計上数量」という。）（協定発効日の属する月においては、同条第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の統計計上数量（協定発効日の前日までの期間のオーストラリアを原産地とするものに係る統計計上数量（同月の初日から協定発効日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した数量）と協定発効日以後の期間の経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを次条で定めるところにより税関長が認めたものに係る統計計上数量との合計数量及び法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計計上数量を除く。）を順次加算する方法により算出した数量とする。

第十九条の三に次のただし書を加える。

ただし、平成二十六年度において同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、次の各号に定める数量の合計数量を平成二十七年度における同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に加算するものとする。

一　協定発効日から平成二十六年度の発動日（法第七条の八第一項に規定する発動日をいう。次号において同じ。）の前日（同年度における同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を平成二十七年二月一日以後において超えた場合には、同年度の末日）までの期間の当該輸入数量から当該輸入基準数量を控除した数量

二　平成二十六年度において法第七条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの（協定発効日から同年度の発動日の前日までに関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認を受けたものを除く。）の数量